

# 下記に該当する患者様は「帰国者・接触者外来」での受診となります。当院での受診はできません。

## ○ 帰国者・接触者相談センターの相談対象者

次のア、イ、ウまたはエに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症が疑われる方及びその患者を診察した医療機関

ア 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴（※2）があるもの

イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの

ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したものの

### ※1 流行が確認されている地域

WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域とは、中華人民共和国湖北省をいう。（令和2年2月10日時点）

### ※2 濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等に直接触れた可能性が高いもの

横浜市の帰国者・接触者相談センターへ連絡していただきますと、受診医療機関を紹介されますので、そちらで受診してください。

045-664-7761

9:00~21:00（土日、祝日含む）